

令和6年4月から新型コロナワクチン接種が有料化

- 定期接種**
- ▶**対象者** (1)65歳以上の方
(2)60歳から64歳で下記に該当する方
 - ・心臓、腎臓または呼吸器の機能に障害があり、身の回りの生活が極度に制限される方
 - ・ヒト免疫不全ウイルス（HIV）による免疫の機能に障害があり、日常生活がほとんど不可能な方
 - ▶**接種時期・回数** 秋冬に1回を予定（広報「ごじょうめ」等でお知らせします）
 - ▶**使用するワクチン** 未定
 - ▶**費用** 自己負担あり（負担額は未定）
 - ▶**予診票** 医療機関にて接種希望者に手渡し（インフルエンザ同様を予定）
 - ・接種券は使用しないため、送付しません。
 - ・令和5年度までに送付した接種券、予診票は使用できません。
 - ▶**接種場所** 医療機関（かかりつけ医）等
 - 任意接種**
定期接種以外で接種をご希望の方は「任意接種」として接種を受けることができます。費用は、全額自己負担となります。ワクチンは、任意接種用に新たに流通するワクチンを使用します。
任意接種をご希望の場合は、医療機関にお問い合わせください。

- その他**
- ▶**予防接種済証・予防接種証明書**
定期接種を受けた方には、接種済証が交付されます。任意接種の場合は交付されません。また、予防接種証明書は令和5年度までの接種分のみ発行が可能で、町健康福祉課窓口で申請できます（接種証明書アプリ、コンビニでの発行は3月31日で停止しました）。
※詳細は右のQRコードからご確認ください。



令和6年4月から5種混合ワクチンが定期接種化

- ▶**対象者** 生後2か月から7歳6か月を迎える日の前日までの方
※4種混合ワクチン（ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ）とヒブワクチンで接種を開始している方は、5種混合ワクチン（上記4種混合ワクチン+ヒブワクチン）を接種することはできません。
※ワクチンの供給状況により、医療機関によって開始時期が異なる場合が予想されますので、医療機関へ予約する際にご確認ください。

各種予防接種の費用を助成します

带状疱疹予防接種、高齢者用肺炎球菌予防接種、おたふくかぜ予防接種の費用を以下のとおり助成します。各医療機関※1にお問い合わせの上、母子健康手帳や健康保険証などを持参し接種してください。自己負担額は接種費用から下記の助成額を引いた額となります。

種類	対象者	助成額	助成期間
I 带状疱疹予防接種 (新規・任意接種)	接種日において町内に住所を有する50歳以上の方（これまで助成を一度も受けたことがない方のみ対象）	5,000円 (生ワクチンは1回分、不活性化ワクチンは2回分助成)	令和6年 4月1日(月)から
II 高齢者用肺炎球菌予防接種 (定期接種)	①65歳の方 ②60歳から64歳で※2に該当する方 (これまで未接種の方のみ対象)	3,000円を 1回分に限り助成	令和7年 3月31日(月)まで
III おたふくかぜ予防接種 (任意接種)	1歳から就学前の年長児 (これまでり患したことがない方のみ対象)	上限5,000円を 1回分に限り助成	-

※1 IIはかかりつけの医療機関で、I・IIIは千葉内科医院・ささき内科クリニック・湖東厚生病院などの契約医療機関で受け付けを行っています。契約医療機関の一覧は町HPからご確認ください。
※2 心臓・腎臓・呼吸器・免疫機能に身体障害者手帳1級相当の障害がある方。

町健康福祉課 ☎852・5180

国民健康保険・後期高齢者医療保険にご加入の方へ 人間ドック・脳ドック費用の一部を助成します

町では保健事業の一環として、疾病の早期発見や予防など、健康管理に努めていただくことを目的に、人間ドック等の費用の一部を助成します。

- ▶**申込方法等**
●医療機関へ人間ドック等を予約した後に、受診されるご本人が保険証をお持ちになり、町健康福祉課へお申し込みください。
- ▶**申込期間** 4月1日(月)～12月27日(金)
- ▶**対象者・助成額**

対象者	助成額	
①五城目町国民健康保険に加入しており、令和5年度までの国民健康保険税を完納している世帯の方	人間ドック	費用の2分の1（限度額 25,000円） ※女性 33歳、男性 42歳の方は全額（1日コースのみ）
	脳ドック	費用の2分の1（限度額 15,000円）
②後期高齢者医療保険に加入しており、納期限が到来している後期高齢者医療保険料を完納されている方（人間ドック受診の場合は、受診後の補助金交付申請手続きの際に受診結果を提供できる方）	人間ドック	費用の2分の1（限度額 25,000円）
	脳ドック	費用の2分の1（限度額 15,000円）

- ドック受診後、領収書、印鑑、通帳、（後期高齢の人間ドック受診の方は受診結果）をご持参のうえ、町健康福祉課で補助金交付申請手続きを行ってください。
※申し込みをせずに受診した場合、助成を受けられないことがあります。
※令和6年度中に、町の「特定健診」「後期高齢者健診」を受診される方は、人間ドック費用助成を受けることはできません。

町健康福祉課 ☎852・5108

国民健康保険の届け出を忘れずに

職場の健康保険、後期高齢者医療制度に加入している方や、生活保護を受けている方以外は、国民健康保険（国保）に加入しなければなりません。

就職、退職などで国保から他の医療保険へ、または、他の医療保険から国保へ変わる場合には、保険証を確認し、忘れずに14日以内に手続きをしてください。

なお、手続きの際には、次に記載されている持ち物のほか、マイナンバーの分かるもの（マイナンバーカードや通知カード）、身分証明書（運転免許証など）をお持ちください。

- 【国保に加入するとき】
▶**必要なもの** ●社会保険等資格喪失証明書（会社・事業所により名称や様式は異なります）
- 【国保をやめるとき】
▶**必要なもの** ●国保の保険証（お持ちの方は、高齢受給者証、限度額適用認定証）
●職場の健康保険証または加入証明書

※マイナンバーカードを保険証として利用されている方も、今までどおり届け出は必要です。忘れずに手続きをしてください。

【修学のため転出する方へ】
国保に加入中の方が、修学のために住所を五城目町外に移す場合は、手続きをすることにより、引き続き五城目町から保険証を発行することができます。

新規に交付を希望するとき、または更新（毎年）の手続きには次のものをお持ちください。

- ▶**必要なもの** ●修学する方の国保の保険証
●マイナンバー確認書類
●合格通知書または在学証明書（原本）

※合格通知書の提示で手続きをした場合は、入学後に在学証明書の原本の提出をお願いします。

※卒業や中退などで、学生でなくなったときや、就職などで他の医療保険へ変わったときにも届け出をお願いします。

町健康福祉課 ☎852・5108

町民の皆様方からの平素のご厚情に深く感謝申し上げます。当小規模多機能事業者は

- ①宿泊(ショートステイのように) ②通い(デイサービスのよう) ③訪問(訪問介護のよう)に

ご契約者様のニーズに合わせたサービス内容を組み合わせて、一つの事業所でなじみの職員によるサービス提供を行っております。一人一人の体調に合わせた機能訓練・マッサージが好評です。三食手作りの食事を提供させていただいております。

●ご利用者様大募集!
●高齢者住宅(生活用品全て設置)に空室あり!

地域密着型小規模多機能型事業所
ハッピーライフあんど
〒018-1725 五城目町西磯ノ目一丁目2-50
☎852・5558 FAX 852・5559 携帯 090・3362・4752
施設長(管理者)佐藤テル ケアマネジャー(計画作成責任者)菊地環